

○川崎市社会教育委員会議規則

昭和52年1月27日教委規則第1号

改正

平成12年2月1日教育委員会規則第3号

平成26年3月26日教育委員会規則第5号

平成28年1月28日教育委員会規則第1号

川崎市社会教育委員会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）

第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第1条の2 条例第2条第2項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(議長及び副議長)

第2条 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各1名置く。

- 2 議長及び副議長の任期は、2年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第3条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月1回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。
- 4 会議は、議長が招集する。

5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

第4条 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

第5条 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べることができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

第6条 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求める説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年2月1日教委規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則（平成26年3月26日教委規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月28日教委規則第1号）

この規則は、平成28年5月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成28年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
教育文化会 館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
幸市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民

			驚を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
中原市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
高津市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
宮前市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
多摩市民館	館における各種の事業の	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長

専門部会	企画実施について調査審議すること。		(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
麻生市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
図書館専門部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10人以内	(1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
青少年科学館専門部会	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	(1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の自然科学に関する知

			<p>識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
日本民家園 専門部会	園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<p>(1) 市内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
有馬・野川生涯学習支援施設専門部会	施設の運営について調査審議すること。	8人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>
青少年教育施設専門部会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15人以内	<p>(1) 市内の小学校及び中学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>

令和6・7年度 第2回社会教育委員会議高津市民館専門部会 摘録

資料2

- 1 開催日時 令和6年10月2日（金）13時30分～14時35分
- 2 会場 高津市民館11階 第4会議室
- 3 出席委員 角田部会長、下尾副部会長、大野委員、川口委員、志水委員、仙北谷委員、松崎委員、渡部委員
欠席者：なし
事務局：坂尾館長、岡部分館長、水野係長、下間係長、白井職員（記録）
傍聴者：5名
- 4 会議内容
 - 1 開会（進行：下間係長）
 - ・開催要件が満たされたことを確認
 - ・資料確認
 - ①令和6・7年度 第2回社会教育委員会議高津市民館専門部会 次第
 - ②令和6・7年度 社会教育委員会議高津市民館専門部会 名簿
 - ③川崎市社会教育委員会議規則（資料1）
 - ④令和6・7年度 第1回社会教育委員会議高津市民館専門部会 摘録（資料2）
 - ⑤令和6年度 生涯学習支援課（高津市民館・橘分館）事業一覧（資料3）
 - ⑥川崎市市制100周年記念事業について（資料4）
 - ⑦川崎市高津市民館、川崎市高津市民館橘分館及び川崎市立高津図書館橘分館の指定管理予定者の選定結果について（資料5）
 - ⑧事業チラシ及び高津市民館だより・プラザ橘だより 全24枚
 - 2 館長挨拶
坂尾館長より挨拶。
 - 3 部会長挨拶
角田部会長より挨拶。
 - 4 議事事項（進行：角田部会長）
 - (1) 第1回専門部会摘録（案）について
資料2を確認、修正等はなし。
 - (2) 令和6年度高津市民館・橘分館事業計画について
水野係長より資料3をもとに説明を行った。
Q：橘分館のコミュニティカフェ「ふらっとひだまり」の毎回の参加人数が3～5人と少なく感じる。どれくらい来ることが理想的か。（松崎委員）
A：分館の規模感で行う仲間づくりのスペースのため、これくらいが適当であると思われる。
 - (3) 市民館が関わる市制100周年記念事業について
水野係長より資料4をもとに説明を行った。
Q：謎走中のリーフレットは全校配布か。（松崎委員）
A：そのとおり。
Q：今年度からペーパーレス化、教職員の負担軽減などの理由で学校への事業チラシの

配布は一切なしと市から説明を受けたが、なぜ本件は受けもらえるのか。（志水委員）

A：高津市民館の振興事業等については、志水委員の指摘どおり出来なくなっている。100周年記念事業については校長会全体として了解いただいた。その先の実際に配布するかどうかについては各校の校長先生の判断に委ねている。

Q：事業チラシの配布ができなくなったことで広報に苦労している事業者等が多い中、市の指導で制限されていることを、市民館はできる状況を疑問に思う（志水委員）

Q：事業チラシを配布できなくなり、代替として電子化する等の話は聞いてはいるが、最終的にどうしたら良いかという説明は受けていない部分がある。（角田部会長）

A：市の方針として、ペーパーレス、教職員の負担軽減等が示されているので、本来は配るべきものではなかったと感じている。市民館だから良いのではなく、市として統一的に取り組むべきことなので、今後、注意してやっていく。

Q：PTA協議会で聞いてはあるか。（角田部会長）

A：①各学校でお知らせを配っても廃棄されることもあると聞いている。

②チラシにもITに向いているもの、向いていないものがある。「謎走中」は記入式でIT化には向いていないように感じる。

③各学校はWEB化されていて、保護者に広報を届けることは可能だが、PTAに加入していない家庭も1～2割はいるのでそこには届かない。そこに不公平感があるため、市の事業での利用は難しいだろう。（川口委員）

Q：紙のニーズがないかというとそうではなく、紙で配布していた時とそうでない時を比較すると申し込みが3分の1以下に減ってしまった。

ギガ端末は告知するのは難しい、SNSは見ていない、イベントアプリは深く掘り下げていかないと見れない等で、結果として情報がほしい人に届かない。だから紙が良いかというのは別の話だが、紙は紙のメリットがあるので、申込みが減ってしまったことについては紙を配れなかつたというのが1つの要因と考えている。

事業チラシを配れることは当たり前のことではなく、苦労している人がいることは理解してほしい。（志水委員）

A：承知しました。

（4）指定管理者について

坂尾館長より資料5をもとに説明を行った。質問等なし。

5 その他

（1）今後の開催日程について

第3回 令和6年12月4日（水）13時30分～15時30分
以上のとおり決定。

6 閉会

以上

プラザ橋トイレ改修その他工事 完成報告

資料 3

1. 工事日程

- 令和6年 3月25日(木) 工事開始 仮設事務所等設置
4月 1日(月) 1階男子トイレ・2階女子トイレ工事開始
4月15日(月) 配管工事に伴い全館トイレが使用できないため、正面玄関前に仮設トイレを設置
4月22日(月) 仮設トイレ撤去 児童室トイレ・授乳スペース工事開始
7月 1日(日) 児童室トイレ等完成
7月16日(火) 1階女子トイレ・2階男子トイレ完成
1階男子トイレ・2階女子トイレ工事開始
9月30日(月) 1階男子トイレ・2階女子トイレ完成 仮設事務所等撤去

2. 主な改修内容

- ・全手洗器の自動水栓化
- ・個室トイレブースの拡大とバリアフリー化
- ・全ての便器を洋式化・ウォシュレット設置
- ・壁面塗り直し・床張替・各階に清掃用具収納庫を設置
- ・児童室に授乳スペース用カーテンレール設置

3. 完成写真



令和6年度生涯学習支援課(高津市民館・橘分館)事業一覧

社会教育振興事業			
事業名	事業内容	高津市民館	橘分館
社会参加・共生推進学習事業			
識字学習活動 (高) 468千円	日本で生活する外国人などが、日常生活に必要な基礎的日本語を学ぶとともに日本人と外国人が互いの文化等を学び合い、多文化共生社会の創造をめざします。	午前コース 4月17日から3月12日 水曜日10:00～11:30 35回 夜間コース 4月18日から3月6日 木曜日19:00～20:30 35回	
識字ボランティア研修 (高) 100千円	識字学習活動等に参画するボランティアの資質の向上を図り、外国人と日本人が共に生きる多文化共生の地域社会をめざします。	・識字ボランティア「ラッシュアップ」研修 午前コース：11～1月頃予定 夜間コース：12月15日、1月19日 全2回	
障がい者社会参加学習活動 (高) 177千円	障がいのある人の社会参加を図るため、障がいのある人もない人も共に交流等を行い共生社会の実現をめざします。	5月～3月の原則第4日曜日 全10回（8月除く） 学習者29人 登録ボランティア13人	
障がい者ボランティア研修	「障がい者社会参加学習活動」のボランティア等に、障がい者の理解やボランティア活動のあり方等に関する学習機会を提供し、障がい者の学習権保障の充実とボランティアの人権意識の向上をめざします。		
市民自治基礎学習事業			
[普遍的課題学習活動]			
平和・人権・男女平等推進学習 (高) 160千円	憲法・教育基本法の理念に基づき、平和や人権尊重、性による差別や人権に関する問題解決に向けた学習を通して、共に生きる地域社会の創造や男女共同参画社会の形成をめざします。	<p>【平和・人権】 「畏・怖・恐～オソレを追求してみよう～」人々がおそろしいと感じて忌み嫌ってきたことなどから平和に生きるヒントを見つけていく 9月1日・15日・23日・10月13日・27日 全5回 連続講座定員20人 受講者数20人 公開講座定員50人 参加延人数 連続講座81人 公開講座33人</p> <p>【男女平等】 「赤ちゃんとの生活がはじまるその前に～親になる喜びや不安を抱えているパパへ」 1月19日・2月2日・16日・3月2日・16日 全5回 定員 15人</p>	
[世代別学習活動]			
青少年教室事業 (高) 139千円	小学生・中学生・高校生等を対象として、青少年期の課題解決や地域参加に向けた学習機会を提供し、地域の中での仲間づくり、つながりづくりを促進します。	「小学生のための絵本作り講座」 絵本作りを通して子どもたちの表現力と自己肯定感の向上を図る。 6月22日(土)～8月3日(土)隔週土曜日 全4回 定員15人 受講者数15人	
シニアの社会参加支援事業 (高) 75千円 (橘) 71千円	地域の課題解決、地域活動の参加に向けた学習機会を提供し、シニア自らの経験や知識・能力を活かして地域社会で活動できるよう支援します。	「市民科学(シチズンサイエンス)に参加しよう」 ※市民科学とは職業的な科学者ではない一般市民が科学研究に関わること 川崎市青少年科学館と連携して実施 11月13日、20日、27日、12月4日、11日 全5回 定員20人 応募人数21人	「みんなでフラダンスしましょう！」 フラダンスを通して友達作りを目的とする。 6/27～7/18 木曜日 全4回 10時～12時 定員20人 参加者:16人(延参加人数:52人)
高齢者セミナー (高) 50千円	高齢期の課題解決に向けた学習機会の提供し、学習を通じた、生きがいづくりや健康づくりを促進し幸福な高齢期をおくれるよう支援します。	「自分が一番 人生まだまだこれから」 9月3日、10日、24日、10月1日、8日 全5回 定員20人 受講者数20人	
[子育て・共育学習活動]			
家庭・地域教育学級 (高) 150千円 (橘) 100千円	家庭教育の充実を図るために、学齢期の子どもの成長や親子関係について学びます。	①「赤ちゃんと一緒に成長しよう～見習いパパママのための講座～」 10月3日、10日、24日、31日、11月7日 全5回 3か月～1歳児未満の第1子とその保護者15組 ②「保護者のための18歳成人講座」 11月7日、14日、21日、28日、12月5日 全5回 学齢期の子を持つ保護者および関心のある人定員20人	①「0歳からの子育て」 5/23～6/20 主に木曜午前。全5回。0歳児と保護者15組。 受講者数(組)7組 ②親子向け単発講座 開催予定
市民館保育活動 (高) 122千円 (橘) 20千円	幼い子をもつ親の学習機会を保障するため、主催事業に保育を併設し、子育て環境の醸成をめざします。	年間。保育ボランティア10人登録 パパママ5年生:9/8、11/17 赤ちゃんと一緒に成長しよう:10/3、10/10、10/24、10/31、11/7	年間。保育ボランティア7人登録。

社会教育振興事業

事 業 名	事 業 内 容	高津市民館	橋分館
市民自治基礎学習事業			
[家庭教育推進事業]			
区家庭教育 推進連絡会	市家庭教育推進連絡会における協議に基づき、地域や家庭の教育力向上に向けた協議を行います。	年度内2回実施予定(書面開催含む) 第1回7月書面開催 第2回令和7年2~3月開催予定	
PTA家庭教育学級講師 派遣	市内小学校PTA等で開設される家庭教育学級に講師を派遣します。	区内各小中特別支援学校PTA17団体実施(予定) 単位PTA2団体申請	
子育て支援啓発事業 (高)70千円 (橋)10千円	地域の身近な子育て情報を収集し提供するための交流を中心とした集会を実施します。	①「キューピーランド」5月~3月(8月は無) 第2火曜午前の全10回。 0歳から1歳11ヶ月の親子(第1子)を対象としたフリースペース(事前申込制20組)。 高津区在住を優先するが定員に満たない場合は他区からの参加も可 ②「ぽかぽかおはなし会」4月~3月 第3金曜午前の全12回 定員10組。 未就学前の親子を対象にした絵本の読み聞かせ。 ③「親子フリースペース ぶらっと」4月~3月 第2木曜午前の12回 定員10組 2歳~小学校就学前の親子を対象としたフリースペース	①「子育てひろば」6月から3月(8月を除く)、第2金曜午前。全9回。0歳から就学前の親子を対象 ②「絵本パーク」毎週水曜日、午後1時から3時まで実施(全36回) ③「親子ふれあい読書」 0歳から就学前の親子の絵本の読み聞かせ等のフリースペース。土日・祝日午前10時から午後4時30分まで実施(全82回) ※「絵本パーク」と「親子ふれあい読書」について、トイレ改修工事のため7月より実施予定
市民学習・市民活動活性化事業			
市民自主学級	生活課題や地域課題等の解決に取り組もうとする市民が、広く地域に呼びかけて行う自主学習活動を推進します。		
橋分館 (橋)150千円	①「地域に広げよう！おはなし会」 7月～令和7年2月。(実施団体:おとなのおはなしかい企画委員会) ②「こどもチャレンジクラブ」 7月～令和7年3月。(実施団体:こどもチャレンジクラブ実行委員会)		
市民自主企画事業	学習・文化・芸術の振興や市民の交流ネットワーク化に向けて、多様な形態の事業を市民参画で実施します。		
高津市民館 (高)170千円	①「小学生建築講座」8月1日(水)13:00～16:30(企画運営:建築と子どもプロジェクト) 対象者 市内在住・在学の小学校3年～6年生 定員30人 受講者数36人 ②「つながる・まなぶ パパママ五年生」(企画運営:それゆけ！にじいろ銀河の会) ・親子で一緒に化学実験デビューしよう 9月5日10:00～12:00 定員10組 受講者10組 ・親子で一緒にお箸と食文化を学ぼう 11月17日10:00～12:00 定員10組 受講者9組		
[市民エンパワーメント事業]			
市民エンパワーメント研 修 (高)96千円 (橋)66千円	市民自らが考えながら生活・地域課題等に取り組むために市民活動・ボランティア活動に関する学習機会を提供します。	「外国につながる子どもたちの幼児期の育ちを考える」 8月31日、9月8日、14日、22日 全4回(内第2回は公開講座) 定員20人 受講者数21人 公開講座 定員50人 受講者数44人	「プラたちにみんなの居場所を作ろう！」 10月3日～10月31日 主に木曜日 全5回 定員12人 参加者:8人(延参加者:28人)
市民講師活用事業 (高)55千円	様々な分野において豊富な経験や資格、技術等を持っている市民が、地域の生涯学習における身近な学習支援者「市民講師」として活躍できるよう育成・支援を行います。	「まちの先生入門講座」 社会教育の視点を土台とした「市民講師」としての地域住民人材発掘と「学びの場」の作り方の基本を学ぶ 7月4日土曜日 全1回 定員20人 受講者数20人	
「(仮称)寺子屋先生スキ ルアップ研修」	対象者を現役寺子屋先生及び寺子屋先生登録者を基にし、寺子屋先生のフォローアップを行うことで、地域の寺子屋事業の活性化及び地域教育力の向上をめざす。	南・中・北で開催。 中部は中原・高津・宮前3館合同で開催。 開催日時(予定):11月10日 会場:中原市民館 対象:市内中学校寺子屋先生 定員:60人(予定)	
「地域の寺子屋事業」情 報交換会	寺子屋事業のより良い運営と運営上の負担軽減を目指して、各寺子屋における好事例の共有や運営上の悩みなどの様々な情報を交換する。	南・中・北で開催。 中部は中原・高津・宮前3館合同で開催。 開催日時:11月12日午前10時 会場:高津市民館 対象:高津・宮前・中原区内の小学校 寺子屋関係者 参加者16人	
PTA活動研修 (高)53千円	子どもの健やかな成長を支えるPTA活動の研修をします。	5月2日～30日 全5回 区内小中特別支援学校PTA会員対象 出席者 延べ 78人	
生涯学習交流集会 (高)5千円 (橋)12千円	いきいきとした各区の社会教育の展開に向けた意見交換や成果発表などの交流を通して、市民が主体的に学ぶ地域の生涯学習環境の醸成を図ります。	令和6年度高津市民館市民自主学級・市民自主企画事業実施報告と主に市民館を拠点として活動する区内の市民団体の活動報告を目的とした展示。 令和7年2月19日～3月6日(予定)	第25回プラザ橋まつりを11月2日(土)に実施 参加団体:10団体 協力団体:3団体 来場者:183人 実行委員会:7月14日(日)・10月12日(土)・11月17日(日) 午前中実施

社会教育振興事業

事 業 名	事 業 内 容	高津市民館	橘分館
市民・行政協働・ネットワーク学習事業			
行政区・中学校区地域教育会議推進事業	家庭・学校・地域の連携により、区内の子育てや生涯学習ネットワークづくりと教育への市民参画システムづくりを行います。	子ども会議、中学生会議、教育を語るつどいほか	全体会他
行政区生涯学習推進会議	市及び区の生涯学習推進基本計画にもとづき、生涯学習に関する行政職員による会議を行います。	第1回目 7月3日(水)14時～15時30分、 第2回目 令和7年2月(予定) 2回開催	
課題別連携事業	地域での子育てや福祉、環境などの課題に協働して取り組むため、関係機関や市民と連携した会議や事業を実施します。	①第46回高津市民館サークル祭 6月8日(土)、9日(日)開催 参加者数約670人 ②他機関等との連携事業 「あつまれ！0・1・2・キッズ」4月～3月 月1回(8月以外)(保育所等・地域連携担当) ③広場・交流事業 「ふれあい子育てサロン きらり」 4月～3月 月1回(8月以外) (高津区民生児童委員児童委員協議会、高津区児童委員活動強化推進委員会担当)	①地域子育て支援事業「あつまれ！キッズ」 4月～3月 月1回(8月を除く) (保育所等・地域連携担当) ②夏休み子ども映画会 7月25日(木)午後 (橘出張所)参加者47人
地域学習・文化団体連携推進事業	地域の学習活動を推進している学習・文化団体とのネットワーク化や事業連携の推進を通じ、市民の主体的な学習活動の活性化、地域の文化や教育力の向上を目指します。		
現代的課題対応学習事業			
地域コミュニティ交流・学習事業 (橘)34千円	地域コミュニティ課題解決あるいは地域コミュニティの活動・交流に係わる学習機会を提供し、市民自らが地域の課題解決や活動・交流に参加していくよう支援する。		①コミュニティカフェ「ふらっとひだまり」(8月を除く毎月第3木曜日実施) 5月16日(木)午前 参加者数：5人 6月20日(木)午前 参加者数：5人 7月18日(木)午前 参加者数：3人 9月19日(木)午前 参加者数：6人 10月17日(木)午前 参加者数：17人 11月21日(木)午前 参加者数：18人 ②「ゆずりっこデー」
現代的課題学習事業 (高)40千円	現代的、今日的な課題に係わる学習機会を提供し、今を生きる市民の学習を支援します。	①「MANABU」夏期 全16席 7月17日(水)～8月23日(金・祝) 実施 10時～17時 参加者数延べ115人 各最終日のみ15時終了 イベントスペースを活用し、中高生の学習スペースを提供する。学生ボランティアグループ「かわさき芽吹塾」による学習支援をあわせて行う。 ②「MANABU」冬期 全8席 12月18日(水)～12月27日(金) 実施予定 9時～20時30分 最終日のみ12時終了 イベントスペースを活用し、中高生の学習スペースを提供する。	
教育文化会館・市民館学習環境整備事業			
社会教育委員会議 高津市民館 専門部会	市民館の円滑な運営をはかるため、調査審議を行います。	年4回開催	
刊行・広報活動 (高)523千円 (橘) 75千円	学習記録や調査研究書の作成、館のたよりやホームページなどにより学習情報の公開を図ります。	市民館だより年6回(偶数月発行) 7,200部 館内及び各区役所等公共機関に配架、HPにも掲載。区内町内会に回覧依頼。 各事業の案内をHPに掲載するほかエレベーター内に掲示。	プラザ橘だより年6回(偶数月発行)4,000部 各事業チラシ類 ホームページ隨時更新 ほか
情報機器整備事業	総合教育センター視聴覚センターと連携して視聴覚機材を貸し出します。	視聴覚教材、機材を貸出	
16ミリ映写機操作技術講習会	16ミリ映写機の操作方法及びフィルム活用について習得します。	総合教育センター主催事業	

地域課題対応事業

たかつ学習・文化ネットワーク事業	地域資源を活用し、コミュニティの活性化を図るため、多文化共生推進事業、生涯学習推進事業の2事業を実施します。
多文化共生推進事業 (高)490千円	市民が違いを認め、理解しあい、共に生きる社会づくりにむけ、外国人市民等、様々な人々のもつ文化との出会いや日常生活に即した交流機会を提供し、地域の特性や市民交流が豊に息づく多文化共生社会の実現を目指します。
地域めぐり	「外国人市民とともに楽しむ まちあるき」 区内で活躍する高津シルバーガイドを講師に招き、地域の魅力を発掘する地域めぐりを10月6日(日)13時30分～16時30分実施。円筒分水や風水害時の防災についてなど「水とまち」をテーマに開催。定員 外国人市民15人 日本人市民5人 参加外国人市民5人 日本人市民12人
多文化防災訓練	「外国人市民とともに楽しむ まちあるき」の中で2019年の風水害災害を振り返りながら、水による災害の防災にふれながら併設実施。
文化体験/ワークショップ /防犯訓練	①「多文化ワークショップ＆交流会」7月20日(土)13時30分～16時30分実施 一般社団法人魂刀流志伎会による武道体験 定員 外国人市民15人 日本人市民10人 参加者数 外国人市民15人 日本人市民24人 ②「外国人市民とともに学ぶ 防犯講座」 高津警察署員を講師に、防犯対策を学ぶ。11月2日(土)14時～16時 定員 外国人市民15人 日本人市民5人 参加外国人市民13人 日本人市民8人
コミュニケーションの 場づくり	ワークショップの中で併設、多文化理解につながる話し合いの場づくりを予定
多文化理解による 市民向講座	国際化する日本で○○を考える コラムニスト サンドラ・ヘフェリン 12月14日(土)14時～16時 定員30人
子ども塾	小学生以下の子どもの学習サポートと、その保護者への日本語や学校からの配布物等の生活サポートを通し、身近な居場所づくりを進める事業を毎月2回土曜日午前に実施。
多文化共生理解職員向 け研修	実施検討中
生涯学習推進事業 (高)113千円	高津区生涯学習推進会議の構成員である関係機関が主催する講座を区の中心で交通の要所に位置する高津市民館で開催することにより、区内で生涯学習を推進する施設間の連携強化と生涯学習を通しての区民間のコミュニティづくりの促進を目指します。
生涯学習推進会議	高津区生涯学習推進会議の構成員である関係機関との会議を実施(年2回)。
出前講座	7月の行政区生涯学習推進会議内で決定。概ね4事業を実施予定。 ①高津スポーツセンター 「背骨体操とストレッチ」 ・10/2(水)10:00～11:00 定員15人 受講者数14人 ・10/16(水)10:00～11:00 定員15人 受講者数15人 ②川崎市男女共同参画センター 「シングルマザーのためのセルフケア講座&子どもの料理教室」 11/4(月)11:00～14:00 シングルマザーの方とその子 定員10組(20人程度) 受講者数8組(24人) ③小黒恵子童謡記念館 「まるごと出張記念館～親子で楽しめるやさしい童話と童謡～」 ・11/6(水)二部構成①10:00～10:45 定員10組 受講者数 親子10組(20人)②11:05～11:50 定員10組 受講者数 親子9組(18人) ④神奈川県立川崎図書館 「ITとのづくり」 11/9(土) 10:00～12:00 関心のある人 定員30人 受講者数23人
たちはなファミリーコンサー ト (橋)80千円	参加・体験型コンサート(年2回開催) 会場は全てプラザ橋第3・4学習室 ①8月3(土) 13:30～ 洗足学園音楽大学 瀬尾ゼミ生によるコンサート 定員60人(応募70人) 参加者62人 ②12月8日(日) 13:30～ 「クリスマスコンサート」 地域で活動するサークル、団体による親子で楽しめるコンサート
おはよう！歌の広場 (橋)66千円	シニア世代のための歌のフリースペース。7月から原則第4月曜午前実施(全6回)。プラザ橋第3・4学習室 事前申込なし当日先着70人。(7/22…63人・9/30…57人・10/28…54人・11/25…62人・1月・3月に実施予定)

第25回プラザ橘まつり

令和6年11月2日(土)10時~16時 雨

参加団体(10団体) 協力団体(3団体) 来場者数 183人

【発表の部】

オカリナ演奏

おはなし会

イスに座って出来るヨガ

気功体操



スタンプラー



【展示の部】

水彩・油絵

書道作品

パッチワーク

血圧・握力測定

癒やしのお手玉

絵手紙



【ワークショップ】

工作

缶バッヂなど



【協力団体】

小物販売

スーパーボールすくい

竹細工販売

フラワーブランコ(100周年事業)



第25回プラザ橋まつり アンケート結果集計

回答45人 来場者183人

1 今日は

一人で來た	14
家族と來た	22
友人と來た	9

2 お住まい

橋地区	30
橋地区以外の高津区	4
中原区	6
宮前区	2
上記以外の川崎市内	1
川崎市外	2

3 プラザ橋まつりをどちらで知りましたか(複数回答)

ポスター・チラシ	10
町内会の回覧・掲示板	5
ホームページ	2
家族・友人	18
その他	10 ※たまたま来館

4 プラザ橋に来られたのは何回目ですか

初めて	9
1~2回	12
10回以上	22
ほぼ毎日	1
回答なし	1

5 プラザ橋まつりはいかがでしたか。

とてもよかったです	17
よかったです	20
ふつう	6
よくなかったです	0
回答なし	2

各団体への感想やメッセージ

- ・オカリナがよかったです。
- ・ばあばのオカリナをききにきました！ディズニー良かったです。次はトロお願いします。
- ・皆さんとも楽しそうで、すてきでした。ありがとうございました。
- ・とてもよかったです。
- ・企画、推進大変だと思いますが貴重な地元の活動だと思います。ごくろうさま。
- ・地域の活動が知れてよかったです。
- ・皆さんいい作品を作られ、楽しく拝見しました。
- ・おはなし会、楽しかったです。
- ・どの団体もガンバッテいますね。楽しかったです。
- ・作品がすばらしかった。
- ・ご高齢の方もすてきに演奏されていましたね（オカリーナ）日頃の成果バツチリ。あいにくの空模様でしたがゆったりとしたひとときでした。ありがとうございました。
- ・おてだま楽しかったです！（2）
- ・これからもよろしくお願ひします。
- ・この会があることで、展覧会に出す機会が増えます。

令和6年度に生まれた、様々な カダチ

～ 令和6年度高津市民館で実施した

各学級・事業の企画運営団体のみなさんの想いを御紹介します！～

市民自主企画事業

◆つながる・まなぶ パパママ5年生

- ①親子で一緒に科学実験デビューしよう
- ②親子で一緒にお箸と食文化を学ぼう

高津市民館で家庭・地域教育学級を受講し、学んだことを地域で生かそうと考えた時に、講座形式で通年に渡った子育てに関する情報提供や交流する場を提供し続ける事も大切だと感じました。未就学時期の年齢の近い同世代が孤立しないように、市民館での学びと出会いを通じた、ネットワークづくりを目指していきます。この講座を通して地域で子育てする楽しさを知ってほしいと思います。

(1事業 単発2回実施)

◆小学生建築講座～コンクリートを体験してみよう～

小学校3年生～6年生を対象に、専門家から建築材料や環境についての講義を受け、実際に手を動かす建築講座を開催しました。大学教授、建築士のみなさん、建築学科の大学生のみなさんなど、大勢のそして様々な世代の大人と関わりながら、グループで建物や建築材料に関するクイズに答え、大学生によるコンクリートの打設実践を見た後、モルタルを使って一人1台ミキサー車を作りました。グループのメンバーはみんな初対面でしたが、大学生のお兄さん、お姉さんのサポートの甲斐もあり、すぐに打ち解け、話し合いも盛り上りました。建築に関心のある小学生に、建築材料について体験したり考えたりしてもらうことを通じて、地域の環境への取組や未来の地域社会について考える機会になりました(1事業 単発実施)

令和7年度 高津市民館 市民自主学級・市民自主企画事業 募集案内

あなたのアイデアとチカラで、高津区をもっと素敵なまちに！

あなたの企画で
市民館の講座・イベントが出来るんです！！

みんなで作る学びの輪

地域や社会の課題を
みんなで学びあおう！



そんな学びの場を、市民館と協働でつくりあげませんか

川崎市教育委員会

問合せ：高津市民館 社会教育振興係

〒213-0001 川崎市高津区溝口1-4-1

☎ 044-814-7603 / FAX 044-833-8175

✉ 88takasi@city.kawasaki.jp

あなたの企画が地域と人をつなぎます！

川崎市教育委員会では、地域や社会全体がもつ課題やこんな“まち”になったらいいなどという思いを、みんなで共有し互いに学びあうことで、解決や実現をめざす事業を実施しています。それが、市民自主学級・市民自主企画事業です。

市民自主学級

同じ参加者が、月に1回程度以上の頻度で、継続的に、1回2時間を目安として短期間(5~9回)または長期間(10~15回)学習します。続けることで、考えを深めていくことができる学びの形態が「学級」です。

市民自主企画事業

発表会、展示会、シンポジウム、フォーラム、鑑賞会、マップ作成、調査研究など、自由な形式で学習の場をつくります。参加者を毎回募集でき、フリースペース形式は通年で開催できます。

いずれの事業も、市民のみなさんが中心となって、安心して企画・運営を進められるよう、市民館職員がしっかりサポートします。

人と人をつなぐ“学びの場”を市民のみなさんと市民館が手を携えてつくっていきます。

“企画案”が実施事業として選考された場合

こうなります！

ステップ 1 企画案の選考結果が郵送されます。

ステップ 2 市民館職員と一緒に企画案をさらに具体化します。

ステップ 3 高津市民館と委託契約を締結し、委託料を受領します。
(令和7年度から高津市民館は指定管理者制度を導入します)

ステップ 4 チラシを作成し、参加者を募集します。

ステップ 5 講座を **開催** します。

ステップ 6 実施報告を行います。

具体的なタイムスケジュール

*以下、市民自主学級・市民自主企画事業を「学級・事業」と記します。

※橋分館への提案をご希望の場合は、橋分館の募集案内をご覧ください。

企画提案に関するご相談 12月3日(火)~随時

●高津市民館にて、お受けしています。事前にお申し込みください。

会 場：高津市民館 11階 事務室

時 間：9:00~16:30

※企画提案に関するご相談は、事前に高津市民館社会教育振興係へ電話でお申込みください。

企画提案書の作成

●企画提案書を書く段階から、職員も一緒に考えてください。
高津市民館の職員に、お気軽にご相談ください。

※パソコン「ワード」用データをご希望の方は、高津市民館のメールアドレスにご連絡いただければ、折り返しデータをお送りします。

企画提案書の提出 1月24日(金)まで

●1月7日(火)~1月24日(金) 17:00 の期間に提出ください。
●企画書の提出は、直接来館、メール、郵送【必着】で。

企画提案書を提出なさる前に、必ず一度はご相談にお越しください。

《ご注意ください》

事前相談のないままご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていない、受付できないことがあります。

企画提案会に出席 2月15日(土)

●企画内容のご説明は、提案されたご本人もしくはグループの方から行っていただきます。欠席の場合には、提案辞退とみなされますので、ご注意ください。

会 場：高津市民館 11階 視聴覚室

時 間：13:00~15:00 (予定)

選考

選考結果の通知

企画提案会終了後、川崎市社会教育委員会議
高津市民館専門部会の意見に基づき、
高津市民館で実施する事業を決定します。
結果は後日、郵送でお知らせします。

市民自主企画事業 実施要領

1 趣 旨

この要領は、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱に基づき、高津市民館が市民自主企画事業を実施するために、必要な事項を定めるものとします。

2 事業の目的

- (1) 地域や社会の課題などの解決や地域の特性に応じた生涯学習・文化・芸術の振興や、様々な世代・立場の市民の交流、市民活動のネットワーク化などに向けた多様な形態での学習事業を、市民と行政が協働で事業を進める中から、実効性のあるパートナーシップのあり方についての相互理解を深め、今後の地域づくりへの市民の参画力を高めることを目的とします。
- (2) 事業の実施にあたっては、広く市民に呼びかけて参加者を募るものとし、市民が担い手となって市民同士の学び合いの場を創ることを通して、新しい公共性の確立及び自主的な市民学習グループ・団体（以下「団体」という。）の力量形成を目指します。

3 提案できる団体・個人

個人については、高津区に在住・在勤・在学している方とします。団体については、高津区内を主な活動場所とする団体とし、5人以上の会員があり、広く入会を受け入れ、会員の意見を発信できる場や団体としての考え方を共有確認する場（定例会議や総会など）を設けており、民主的に運営されている団体とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 団体の活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体・宗派・宗教団体の利害に係るもの、公共の利益に反するもの。
- (2) 川崎市社会教育委員会規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）（以下「専門部会」という。）の委員又は委員が所属している団体。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、または同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項、または第2項に規定する行為をしている者。
- (5) 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号にいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者。
- (6) 公序良俗に反する団体または個人。

4 繼続して提案できる条件

提案は単年度ですが、事業の継続を希望する場合は、改めて事業の提案をしてください。継続する事業内容に発展性が見られると実施館が判断した場合に限り、概ね通算3年度まで実施することができます。

また、実施館が次のいずれかに該当していると判断する場合は、3年度を超えて提案をすることができますが、6年度を超えて提案することはできません。

- (1) これまでの学習成果を活かして、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。

- (2) これまでの学習成果を活かして、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- (3) これまでの学習成果に基づき、成果物（報告書など）をまとめ、地域に公表することが見込まれる。
- (4) 災害等により、事業が実施できなかつたと認められる。

5 事業の対象

地域や社会の課題の解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識・情報や、市民同士の論議を深める機会を提供するものとします。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進することを目的とした生活文化・技術に関する学習も対象とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 提案した団体が地域において、すでに実施している事業。ただし事業の継続を希望する場合はこの限りではない。
- (2) 趣味、スポーツ、レクリエーション及び個人の利益に帰結するもの。
- (3) 講師が自ら人を集めて、私塾に類似する形式で実施するもの。
- (4) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの。単に会場の無料使用や広報（個人や団体のPRなど）を目的としたもの。
- (5) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの。
- (6) 施設等の建設や整備を目的としたもの。
- (7) 国、地方公共団体、外郭団体から当該事業の委託・補助・助成を受けているもの。
- (8) 公序良俗に反するもの。

6 事業の実施期間、内容など

- (1) 事業の実施期間は、2025（令和7）年4月1日～2026（令和8）年3月31日の単年度とします。
- (2) 事業の主催については、企画運営委員会等または団体と高津市民館とします。
- (3) 学習内容を検討する際には、「教育文化会館・市民館・分館 市民自主学級・市民自主企画事業 企画提案に向けてのポイント」に留意してください。
- (4) 事業での学習は、多文化共生事業をはじめ、文化・芸術鑑賞、世代間交流、地域の歴史に関する事業など様々な分野が考えられます。回数などについては規定がありませんが、1回～5回程度が望ましいと思われます。参加者も、回ごとに募集して差し支えありません。
- (5) 事業の実施に先立って、市政だより、市民館だより、チラシなどで学習計画を公表し、参加者を公募するものとします。その際の公募定員は原則20人以上とし、申込受付は高津市民館で行います。
事業参加者の対象は、高津区の在住・在勤・在学者を原則としますが、他区からの参加者も可とします。ただし、学習の趣旨に即して年齢、対象地域を限定することは可能です。
- (6) 受講料については無料とします。ただし、受講者個人にかかる教材費・保険料・保育料など受益者負担となる費用については、受講者から徴収してください。教材費などを徴収した場合は、収支を精算し、その執行状況を参加者と市民館に報告する事が必要です。
- (7) 実施場所は高津市民館（ただし、大ホールは除く。）又は高津区内の公共性のある施設等とします。
- (8) 学習形態については、事業の趣旨に即して、単発の講演会をイベント形式で実施するだけでなく、交流や発表会、展示会、シンポジウム、フォーラム、見学会など自由で多様な形態を取り入れられるものとします。そのような中でも、異なった立場、考え方の人が対等に意見交換できるような配慮が必要です。
- (9) 講師・指導者・助言者などについては、専門家だけでなく、地域課題・生活課題についての当事者・市民活動関係者に事例報告・話題提供などを依頼することも、市民同士の学びあい・交流を促進する上で重視したい点です。

(10) 事業の実施による成果物等については、川崎市に帰属します。

7 提案方法

(1) 提出書類

団体の応募にあたっては、市民自主企画事業を提案する場合は市民自主企画事業企画提案書（第2号様式）を提出するとともに、次の書類を提出してください。ただし、個人が応募する場合には企画提案書及び個人に関する申出書（第4号様式）を提出します。

- ア 団体の規約
- イ 会員名簿
- ウ 前年度の活動報告書・決算書
- エ 今年度の活動計画書・予算書
- オ 団体に関する申出書（第3号様式）

(2) 提出期間 2025（令和7）年1月7日（火）から1月24日（金）午後5時までです。

郵送の場合は1月24日必着とします。直接持参とメールについては1月24日午後5時までです。

(3) 提出方法 直接持参かメール、郵送とします。（FAXは不可とします）

「市民自主企画事業企画提案書（第2号様式）」を確認し、市民自主企画事業の趣旨及び実施要件を満たさないと判断した場合は、その理由を明らかにし、受理しないことがあります。

なお、ご提出前に、必ずご相談にお越しください。事前にご相談されずにご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても受理しかねることがあります。

(4) 提出先 〒213-0001 川崎市高津区溝口1-4-1 ノクティ2 11階 高津市民館
メールアドレス 88takasi@city.kawasaki.jp

8 事業の選考など

- (1) 提案された企画提案書については、専門部会において川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条に基づき、会議に諮った上で非公開により、選考を行います。
- (2) 事業の選考にあたっては、予算、労力、施設の適正使用などを考慮し、実施可能な範囲で選考します。
- (3) 提案内容が、市民自主企画事業以外の高津市民館事業で実施することが適當だと考えられる場合は、高津市民館と応募された団体又は市民（個人）と協議の上、移行することがあります。
- (4) 市民（個人）から提案された企画案が選考された場合は、改めて公募した企画運営委員と提案した市民（個人）を含めた5人以上で企画運営委員会等を組織し、学習計画を協議した上で、事業を実施します。
- (5) 事業の計画・運営段階において不都合が生じたと高津市民館が判断した場合は、事業の実施を取り消すことがあります。
- (6) 予算に残額が生じた場合は、再募集をする場合があります。
- (7) 事業は令和6年度予算の確定（川崎市議会の議決）をもって正式決定とします。

9 高津市民館の役割

- (1) 経費については、高津市民館の経費とします。学習計画ができた段階で、指定管理者と企画運営委員会等又は団体との間で委託契約を交わし、委託契約にあたっては、企画運営委員会等又は団体は、所定の書式による見積書・事業計画書（学習計画書）等を提出していただきます。
- (2) 委託料以外の収入については、次のものも経費に充てることができます。
 - ア 参加団体・グループを募ってのイベント事業については、参加団体・グループからの適正な範囲での負担金。

イ 民間からの助成金や贊助金、寄付金などで公共性を損なわない範囲のもの。

(3) 委託金額については、特に規定はありませんが、事業の趣旨を踏まえて適切に積算し提案するものとします。

(4) 支出の費目については、講師等謝礼、保育謝礼、消耗品費、印刷費、通信費、会場使用料、物品借上げ料等とします。

講師等謝礼の額は、川崎市教育委員会社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に準ずるものとします。

また、受託した企画運営委員会等又は団体のメンバーに講師謝礼等を支払うことはできません。

保育謝礼は、予算編成に応じて、委託料・参加者からの実費徴収のいずれかで支弁するか、またそれぞれの合算とすることができます。

(5) 会場と広報の協力

ア 会場を高津市民館とした場合、高津市民館の主催事業として会場使用料は無料となります。

イ 内容を確認し、チラシの公共機関などへの配布の手配、川崎市、高津市民館ホームページへの掲載など。(チラシなど広報物を職員と一緒に作成することもできます)

(6) 企画運営会議への参画

よりよい事業を目指して、企画運営委員会等又は団体と市民館職員で構成される企画運営会議を開催します。この会議では、企画運営委員会等又は団体と市民館双方が対等の立場で建設的な意見を交わし、具体的な事業の企画や実施方法などを協議していきます。

10 個人情報の取扱い

事業の運営にあたり、知り得た個人情報は、次の点に留意し漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を取り、適正な維持管理を行い、事業終了後速やかに破棄するものとします。

ア 個人情報を目的以外に利用しないものとします。

イ 個人情報を主催者以外へ提供しないものとします。

ウ 個人情報を複製しないものとします。

エ 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の收受、送付及び管理・保管は高津市民館の保有個人情報管理責任者が行うものとします。

オ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は速やかに高津市民館の保有個人情報管理責任者に報告し、その指示に従うものとします。

11 実績報告及び内容の公表

事業終了後速やかに、関係書類（事業報告書、参加者名簿、出席簿等）を添えて、委託業務完了届一式（委託業務完了届・収支報告書・実施報告書）を提出するものとします。また、事業の公正性、透明性を高めるため、別途学習成果を高津市民館が主催する生涯学習交流集会等で、報告・公開するものとします。

12 その他、関係する要綱など

令和7年4月1日から高津市民館に指定管理者制度が導入されることから、本事業の募集及び選考につきましては、高津市民館（高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課）が担当し、事業の運営については指定管理者が実施します。本事業の開設（実施）のために必要な事項については、引き続き本実施要領によるものとします。また、提案に際し個人又は団体から提出された提出書類等は、適切に指定管理者に引き継ぎます。

なおこの事業は、別途定める川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱によるものとします。

市民自主学級 実施要領

1 趣 旨

この要領は、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱に基づき、高津市民館が市民自主学級を実施するために、必要な事項を定めるものとします。

2 学級の目的

- (1) 地域や社会の課題などの解決に向けた市民の学習の場づくりを、市民と行政が協働して行い、市民のみなさんが自主的に企画・運営するものとして、生涯学習・市民活動を推進し、地域づくりへの参画を支援することを目的とします。
- (2) 学級の実施にあたっては、広く市民に呼びかけて参加者を募るものとし、市民が担い手となって市民同士の学び合いの場を創ることを通して、新しい公共性の確立及び自主的な市民学習グループ・団体（以下「団体」という。）の力量形成を目指します。

3 提案できる団体・個人

個人については、高津区に在住・在勤・在学している方とします。団体については、高津区内を主な活動場所とする団体とし、5人以上の会員があり、広く入会を受け入れ、会員の意見を発信できる場や団体としての考え方を共有確認する場（定例会議や総会など）を設けており、民主的に運営されている団体とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 団体の活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体・宗派・宗教団体の利害に係るものの、公共の利益に反するもの。
- (2) 川崎市社会教育委員会規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）（以下「専門部会」という。）の委員又は委員が所属している団体ではないこと。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項、又は第2項に規定する行為をしている者。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号にいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者。
- (6) 公序良俗に反する団体又は個人。

4 繼続して提案できる条件

提案は、単年度ですが、学級の継続を希望する場合は、改めて学級の提案をしてください。継続する事業内容に発展性が見られると実施館が判断した場合に限り、概ね通算3年度まで実施することができます。

また、実施館が次のいずれかに該当していると判断する場合は、3年度を超えて提案をすることができますが、6年度を超えて提案することはできません。

- (1) これまでの学習成果を活かして、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- (2) これまでの学習成果を活かして、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。

- (3) これまでの学習成果に基づき、成果物（報告書など）をまとめ、地域に公表することが見込まれる。
- (4) 災害等により、学級を開設できなかったと認められる。

5 学級の対象

地域や社会の課題の解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識・情報や、市民同士の論議を深める機会を継続的に学習し、今後の地域づくりへの参画についての力量を高めることをめざしたものとします。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進することを目的とした継続的な学習も対象とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 提案した団体が地域において、すでに実施している学級。ただし学級の継続を希望する場合はこの限りではない。
- (2) 趣味、スポーツ、レクリエーション及び個人の利益に帰結するもの。
- (3) 講師が自ら人を集めて、私塾に類似する形式で実施するもの。
- (4) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの。単に会場の無料使用や広報（個人や団体のPRなど）を目的としたもの。
- (5) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの。
- (6) 施設等の建設や整備を目的としたもの。
- (7) 国、地方公共団体、外郭団体から当該学級の委託・補助・助成を受けているもの。
- (8) 公序良俗に反するもの。

6 学級の開設期間、内容など

- (1) 学級の開設期間は、2025（令和7）年4月1日～2026（令和8）年3月31日の単年度とします。
- (2) 学級の主催については、企画運営委員会等又は団体と高津市民館とします。
- (3) 学習内容を検討する際には、「教育文化会館・市民館・分館 市民自主学級・市民自主企画事業 企画提案に向けてのポイント」に留意してください。
- (4) 学級での学習は、募集した参加者が原則全ての回を受講する継続的な学習とします。回数は、おおむね1回2時間程度の学習を、短期学級では5回～9回、長期学級では10回～15回開催するものとします。開催間隔は、毎週・隔週などが考えられますが、継続性を高めるために最大1か月の間隔とします。
- (5) 学級の開設に先立って、市政だより、市民館だより、チラシなどで学習計画を公表し、参加者を公募するものとします。その際の公募定員は原則20人以上とし、申込受付は高津市民館で行います。学級参加者の対象は、高津区の在住・在勤・在学者を原則としますが、他区からの参加者も可とします。ただし、学習の趣旨に即して年齢、対象地域を限定することは可能です。
- (6) 受講料については無料とします。ただし、受講者個人にかかる教材費・保険料・保育料など受益者負担となる費用については、受講者から徴収してください。教材費などを徴収した場合は、收支を精算し、その執行状況を参加者と市民館に報告する事が必要です。
- (7) 開催場所は高津市民館（ただし、大ホールは除く。）又は高津区内の公共性のある施設等とします。
- (8) 学習形態については、学級の趣旨に即して、講義形式だけでなく、話し合い・討論、グループワーク、ワークショップ、実地踏査、調査などを取り入れ、共同学習としての成果を高める工夫をするものとします。また、異なる立場、考え方の人が対等に意見交換できるよう配慮が必要です。
- (9) 講師・指導者・助言者などについては、専門家だけでなく、地域課題・生活課題についての当事者・市民活動関係者に事例報告・話題提供などを依頼することも、市民同士の学びあい・交流を促進する上で重視したい点です。

(10) 学級の開設による成果物等については、川崎市に帰属します。

7 提案方法

(1) 提出書類

団体の応募にあたっては、市民自主学級を提案する場合は市民自主学級企画提案書（第1号様式）を提出するとともに、次の書類を提出してください。ただし、個人が応募する場合には企画提案書及び個人に関する申出書（第4号様式）を提出します。

- ア 団体の規約
- イ 会員名簿
- ウ 前年度の活動報告書・決算書
- エ 今年度の活動計画書・予算書
- オ 団体に関する申出書（第3号様式）

(2) 提出期間 2025（令和7）年1月7日（火）から1月24日（金）午後5時までです。

郵送の場合は1月24日必着とします。直接持参とメールについては1月24日午後5時までです。

(3) 提出方法 直接持参かメール、郵送とします。（FAXは不可とします）

「市民自主学級企画提案書（第1号様式）」を確認し、市民自主学級の趣旨及び実施要件を満たさないと判断した場合は、その理由を明らかにし、受理しないことがあります。

なお、ご提出前に、必ずご相談にお越しください。事前にご相談されずにご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても受理しかねることがあります。

(4) 提出先 〒213-0001 川崎市高津区溝口1-4-1 ノクティ2 11階 高津市民館
メールアドレス 88takasi@city.kawasaki.jp

8 学級の選考など

- (1) 提案された企画提案書については、専門部会において川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条に基づき、会議に諮った上で非公開により、選考を行います。
- (2) 学級の選考にあたっては、予算、労力、施設の適正使用などを考慮し、実施可能な範囲で選考します。
- (3) 提案内容が、市民自主学級以外の高津市民館事業で実施することが適當だと考えられる場合は、高津市民館と応募された団体又は市民（個人）と協議の上、移行することがあります。
- (4) 市民（個人）から提案された企画案が選考された場合は、改めて公募した企画運営委員と提案した市民（個人）を含めた5人以上で企画運営委員会等を組織し、学習計画を協議した上で、学級を開設します。
- (5) 学級の計画・運営段階において不都合が生じたと高津市民館が判断した場合は、学級の開設を取り消すことがあります。
- (6) 予算に残額が生じた場合は、再募集をする場合があります。
- (7) 事業は令和7年度予算の確定（川崎市議会の議決）をもって正式決定とします。

9 高津市民館の役割

- (1) 経費については、高津市民館の経費とします。学習計画ができた段階で、指定管理者と企画運営委員会等又は団体との間で委託契約を交わし、学級の開設前に一括して支払うものとします。
委託契約にあたっては、企画運営委員会等又は団体は、所定の書式による見積書・事業計画書（学習計画書）等を提出していただきます。
- (2) 委託金額については、短期学級75,000円、長期学級150,000円を上限とします。なお、保育の併設が必要と認められた学級については、短期学級20,000円、長期学級40,000円を限

度に保育謝礼分として加算します。

- (3) 支出の費目については、講師等謝礼、保育謝礼、消耗品費、印刷費、通信費、会場使用料、物品借上げ料等とします。

講師等謝礼の額は、川崎市教育委員会社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に準ずるものとします。

また、受託した企画運営委員会等又は団体のメンバーに講師謝礼等を支払うことはできません。

保育謝礼は、予算編成に応じて、委託料・参加者からの実費徴収のいずれかで支弁するか、又それぞれの合算とすることができます。ただし、委託料（加算された保育料を引いた金額）から支出できる保育謝礼額は、上記委託料の2割を上限とします。

- (4) 会場と広報の協力

ア 会場を高津市民館とした場合、高津市民館の主催事業として会場使用料は無料となります。

イ 内容を確認し、チラシの公共機関などへの配布の手配、川崎市、高津市民館ホームページへの掲載など。（チラシなど広報物を職員と一緒に作成することもできます）

- (5) 企画運営会議への参画

よりよい学級を目指して、企画運営委員会等又は団体と市民館職員で構成される企画運営会議を開催します。この会議では、企画運営委員会等又は団体と市民館双方が対等の立場で建設的な意見を交わし、具体的な学級の企画や開設方法などを協議していきます。

10 個人情報の取扱い

学級の運営にあたり、知り得た個人情報は、次の点に留意し漏えいその他の事故を防止するため必要な措置を取り、適正な維持管理を行い、学級終了後速やかに破棄するものとします。

ア 個人情報を目的以外に利用しないものとします。

イ 個人情報を主催者以外へ提供しないものとします。

ウ 個人情報を複製しないものとします。

エ 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の收受、送付及び管理・保管は高津市民館の保有個人情報管理責任者が行うものとします。

オ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は速やかに高津市民館の保有個人情報管理責任者に報告し、その指示に従うものとします。

11 実績報告及び内容の公表

学級終了後速やかに、関係書類（事業報告書、参加者名簿、出席簿等）を添えて、委託業務完了届一式（委託業務完了届・収支報告書・実施報告書）を提出するものとします。また、学級の公正性、透明性を高めるため、別途学習成果を高津市民館が主催する生涯学習交流集会等で、報告・公開するものとします。

12 その他、関係する要綱など

令和7年4月1日から高津市民館に指定管理者制度が導入されることから、本事業の募集及び選考につきましては、高津市民館（高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課）が担当し、事業の運営については指定管理者が実施します。本事業の開設（実施）のために必要な事項については、引き続き本実施要領によるものとします。また、提案に際し個人又は団体から提出された提出書類等は、適切に指定管理者に引き継ぎます。

なおこの学級は、別途定める川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱によるものとします。

川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級及び市民自主企画事業の選考・評価要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱（平成26年12月15日付け26川教生第1347号）第7条第1項の事業の選考及び評価の方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考方法)

第2条 川崎市教育文化会館、市民館及び分館で実施する市民自主学級及び市民自主企画事業（以下「市民学級及び事業」という。）について、川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）（以下「専門部会」という。）が行う選考は、専門部会の各委員が提案事業毎に30点を満点として採点する。

2 評価は、別表の着眼点の欄に掲げる着眼点を参考に、同表の評価項目の欄に掲げる評価項目毎に5点の範囲内で採点し、専門部会に出席した委員（以下「出席委員」という。）の合計点による得点を考慮して選考するものとする。ただし、出席委員の合計点が、出席委員の全員が満点と採点した場合の合計点の6割に満たないときは、選考しないものとする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、市民学級及び事業の選考について、必要な事項は、各館長が専門部会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

市民自主学級・市民自主企画事業の選考表

団体名

評価項目	評価基準	着眼点	評価欄	備考
1 課題の解決	地域や社会の課題を的確に捉え、課題に対し、効果的な学習となるよう配慮されていること。	・地域や社会の課題を取り上げているか。 ・課題解決に繋がる内容や手法が取られているか。	←優れていない 普通 優れている→ 1 2 3 4 5	
2 公益的な事業	公の事業として公平性・透明性が確保されており、誰もが参加できる拡がりを期待できること。	・提案者の興味・関心に留まっていないか。 ・学習の成果が市民に拡がることを期待できるか。	←優れていない 普通 優れている→ 1 2 3 4 5	
3 地域づくりへの発展	事業において、市民同士の多様な交流を図るとともに、終了後にグループ化など地域づくりへの発展が期待できること。	・参加者同士や事業に係わる人々が交流できるような内容を含んでいるか。 ・事業終了後、参加者が自主的な活動やボランティア活動、市民活動など社会参加に繋がる可能性があるか。	←優れていない 普通 優れている→ 1 2 3 4 5	
4 市民と実施館の協働	市民と実施館のそれぞれの特性を十分に活かし、単独で事業を展開するよりも、より高い効果が見込まれること。	・協働で進めることにより、それぞれの特性を活かし、単独で展開するよりも、より高い効果が見込まれるか。 ・お互いが意見を出し合い、対等な立場での企画・運営が可能か。	←優れていない 普通 優れている→ 1 2 3 4 5	
5 地域を活かす	地域人材や地域資源の活用に配慮するなど、地域の特性や特色を活かした企画となっていること。	・地域人材や地域資源(自然、伝統芸能など)に配慮した企画となっているか。 ・地域にふさわしい魅力的な内容か。	←優れていない 普通 優れている→ 1 2 3 4 5	
6 予算の適正性	適正な予算を確保していること。	・予算の積算が適正であるか。 ・(個人に係る保険料や材料費など)適正に受益者負担がされているか。	←優れていない 普通 優れている→ 1 2 3 4 5	

1 評価は、評価欄の数字に○を記入することで評価してください。

2 備考欄には気になる点や特に良かった点などをご記入ください。

高津市民館指定管理者制度導入に 伴う利用者説明会を開催します

令和7年4月から高津市民館に指定管理者制度を導入します。それに伴い、施設利用等についての利用者向けの説明会を開催します。

日 時 令和6年12月6日(金) 10:00~11:00
会 場 高津市民館 12階 大ホール
申込み 不要です(当日、直接来館ください)
参加費 無料
内 容 指定管理者の紹介、施設利用についてなど

※当日の資料は後日、下記のホームページに掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/takatsu/page/0000169754.html>



問い合わせ先 高津市民館(川崎市高津区溝口1-4-1)
電話 044-814-7603
FAX 044-833-8175

高津市民館とプラザ橋の施設使用料のお支払い方法が変わります

令和7年4月より、高津市民館・プラザ橋の施設使用料は前納（ご利用当日までのお支払い）になり、現金または電子マネーでのお支払いとなります。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

◎お支払い方法の変更について

項目	令和7年3月31日ご利用分まで	令和7年4月1日からのご利用分より
大ホール、会議室等のお支払い方法	①ご利用日翌月に指定口座引落し、もしくは納入通知書払い ②ご利用日月内の電子マネーによるお支払い	ご利用日までの前納となり、以下のいずれかのお支払い方法になります。 ①現金払い ②電子マネー

※大ホールの付帯設備を当日追加で使用した場合の追加使用料については、ご利用後にお支払いいただくことも可能です。お支払い方法については、高津市民館にご相談ください。

高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課

【高津市民館】電話 (044-814-7603) ファックス (044-833-8175)

【プラザ橋】 電話 (044-788-1531) ファックス (044-788-5263)